

地域活動支援事業「森の音楽隊」重要事項説明書

あなたに対する地域活動支援事業の提供開始に当たり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要は、次のとおりです。

事業者	名 称	有限会社 チェリッシュ企画
	所 在 地	〒468-0051 名古屋市天白区植田二丁目 202 番地
	法 人 種 別	有限会社（営利法人）
	代 表 者 名	石 川 千 壽 子
	電 話 番 号	0 5 2 - 8 0 4 - 0 7 5 5

2、事業所の概要は、次のとおりです。

事業所の名称	森の音楽隊
事業所の所在地	〒509-7201 岐阜県恵那市大井町字奥戸 2709-476
事業所の電話番号	0573-25-3237
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等患者
事業所番号	
登録年月日	平成29年8月1日
事業の目的	有限会社チェリッシュ企画が設置する森の音楽隊（以下「事業所」という。）が行う、地域活動支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な地域活動支援事業を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>1 事業所の指導員等は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、介護方法の指導、社会適応訓練、更生相談、レクリエーション等を行うものとする。</p> <p>2 事業所の指導員等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。</p> <p>3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。</p>

3 事業実施地域は、次のとおりです。

通常の事業の実施地域は、恵那市（山岡町・岩村町・明知町・笠置地区・飯地地区・中野方地区を除く）とする。
---

4 営業時間と利用定員は、次のとおりです。

営業日	月曜日～金曜日 ただし、12月30日～1月3日は除く。
サービス提供時間	午前10時～午後4時30分
利用定員	15人

5 事業所の職員体制は次のとおりです。

職種	従事するサービスの種類	人員
管理者	統括管理	1名
指導員	支援計画の作成 地域活動支援事業の提供	1名
介護職員	地域活動支援事業の提供	4名
調理員	利用者への食事サービスの提供	2名

入浴要員	利用者への入浴サービスの提供	3名
送迎要員	利用者への送迎サービスの提供	4名
事務職員	運用上必要な事務処理	若干名

6 当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

訓練作業室1	12.40㎡	食堂	32.40㎡	食品庫	6.51㎡
訓練作業室2	9.72㎡	厨房	27.00㎡	前室(倉庫)	4.34㎡
訓練作業室3	14.20㎡	浴室	2.70㎡	相談室兼安静室	24.58㎡
訓練作業室4	17.40㎡	トイレ	1.68㎡	事務室兼会議室	69.65㎡
中廊下	4.50㎡	洗面室	3.60㎡		

7 地域活動支援事業の内容は次のとおりです。

地域活動支援計画	当事業所では、下記のサービス内容から「地域活動支援計画」を定めて、サービスを提供します。「地域活動支援計画」は、決定されている支給量(「受給者証」に記載してあります。)と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「地域活動支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意を頂くとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。	
サービス内容	食事の提供	食事を提供及び食事の介助を行います。 昼食 12時~13時
	入浴	入浴の介助又は清拭などを行います。
	創作的活動	「地域活動支援計画」に計画した、創作活動を支援します。
	機能訓練	ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
	介護方法の指導	ご利用者の医療・福祉・生活等のご相談に応じます。また、ご希望に応じてご家族に介護技術の指導を行います。
	社会適応訓練	集団行動・日常生活動作訓練・マナー教育等の社会適応訓練を実施します。
	更生相談	自立に向けての更生相談を実施します。
	レクリエーション	「地域活動支援計画」に計画した、レクリエーションを実施します。
	送迎	ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

8 利用料金については、次のとおりです。

- (1) 地域活動支援を提供した場合の利用料の額は、名古屋市長が定める額とします。当該地域活動支援が法定代理受領サービスであるときは、名古屋市長の定める利用者負担額の支払いを受けるものとします。ただし、利用者の受給者証に記載された月額範囲内とします。
- (2) 通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要した交通費は、次の額を頂きます。
  - ・通常の事業の実施地域を越える地点から片道20キロメートル以下 500円
  - ・通常の事業の実施地域を越える地点から片道20キロメートルを超える場合は、500円に1キロメートル増すごとに20円ずつ加算した額とします。
- (3) これらの費用の支払を受ける場合は、利用者に対して事前にご説明させていただきます。また、支払に同意する旨の文書に署名または記名押印を頂きます。
- (4) キャンセル料

利用者の都合でサービスを中止する場合は、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日の中止(キャンセル)については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。但し、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

時期	キャンセル料
サービス利用時の前日まで	いただきません
サービス利用の当日	戸口までうかがった場合は交通費として500円

(4) 上記利用料金の支払は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日前後に請求いたします。原則としてサービスを提供した翌月の20日に、郵貯銀行の口座から引き落としとなりますので宜しくお願いします。

## 9 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ①地域活動支援の支給決定を受けた方で、当事業所のサービス利用を希望される方は、電話等でご連絡下さい。当事業所のサービス提供に係る重要事項について説明します。
- ②サービス利用が決定した場合は契約を締結し、地域活動支援計画を作成して、サービスの提供を開始します。契約の有効期間は受給者証記載の支給期間と同じです。
- ③地域活動支援の提供に当たっては、適切なサービスを提供するために、利用者の心身の状況や生活環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握させていただきます。

### (2) サービスの終了

- ①利用者が当事業所に対して7日間の予告期間において通知を行った場合は、契約を解除することができます。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。
- ②当事業所が正当な理由無くサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、利用者は直ちに契約を解除することができます。
- ③利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず、お支払いいただけない場合、又は利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、事業者は直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただくことがあります。
- ④当事業所を閉鎖又は縮小する場合などやむを得ない事情がある場合、契約を解除しサービス提供を終了させていただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡が無くとも契約は自動的に終了します。

- ① 地域活動支援の支給期間が終了し、その後支給決定が無い場合は所定の期間の経過をもって終了します。
- ② 利用者が亡くなった場合。

## 10 緊急時の対応

サービスの提供にあたり、事故・体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族・主治医・救急機関等に連絡します。

医療機関等	医療機関名	
	住所	
	電話番号	
	主治医の氏名	
ご家族緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

## 11 非常災害時の対応

地震、火災等の非常災害時には、利用者の安全を優先し、別に定める防災計画に則り速やかに広域避難場所等に避難誘導します。

## 1.2 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社 保険名 介護事業者賠償責任補償

## 1.3 相談窓口、苦情対応

(1) サービス等に対する苦情やご相談については、当事業者は、以下の専用窓口で受け付けます。

当事業者相談・ 苦情窓口	電話番号：0573-25-3237 FAX：0573-25-3237 地域活動支援事業「森の音楽隊」管理者：石川伊佐男
-----------------	--

(2) 行政機関その他相談・苦情受付機関

恵那市役所社会福祉課 障害福祉係	岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番1号 電話番号：0573-26-2111 FAX：0573-25-7294
岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会	岐阜市下奈良二丁目2番1号 電話番号：058-278-5136 FAX：058-278-5137

※従業員からの虐待等深刻な問題が発生した場合は、事業所及び上記窓口まで速やかに通報をお願いします。

平成 年 月 日

地域活動支援事業利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 468-0051 名古屋市天白区植田二丁目202番地

(有) チェリッシュ企画

代表者 石川千壽子 印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける地域活動支援事業の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者 (成年後見人  補助人・ 保佐人・ 後見人)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印